



広報

FUKAURA

ふかうら

No.373

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

第16回深浦町文化祭の中止について

本年度の文化祭は、規模を縮小し、展示を中心とした開催に向けて町公民館を中心に岩崎、大戸瀬両分館共々広く町民の皆様の作品を募集してまいりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の取組が長期にわたる現状を踏まえ、町民の皆様の安全を第一に考え、関係機関及び教育委員会で協議した結果、文化祭の中止を決定しましたので、お知らせします。

文化、芸術活動の発表の場として期待していたものと思いますが、残念なお知らせとなりました。新型コロナウイルス感染症が終息を迎え、次年度には開催できることを願いたします。

□問合せ先

深浦町公民館

Tel 74-2031

フィットネスプラザ ゆとり「温泉回数券」を割引販売します！

10月20日（火）から11月3日（火）までの期間限定で、フィットネスプラザゆとり「温泉回数券」大人用12回数券を割引販売します。

通常4,000円の回数券を3,500円で販売します。お一人様3セット、1回限りです。この機会にお得な回数券をお買い求めください。

□問合せ先

フィットネスプラザゆとり

Tel 74-4514

納税のお知らせ

11月2日（月）は、町県民税（3期）及び国民健康保険税（4期）の納期限です。納め忘れのないよう、ご注意ください。

◎納期限までに納付されなかった場合は督促状が送付され、督促手数料が徴収されます。

□問合せ先

税務課 収納係

Tel 74-2111（内線124）

「第35回津軽深浦チャリ」中止のお知らせ

「第35回津軽深浦チャリ」と深浦牛まつり」は、開催について関係機関と協議を重ねてまいりましたが、新型コロナウイルスの感染対策の影響により、中止することに決定しましたのでお知らせします。

□問合せ先

一般社団法人

深浦町観光協会

Tel 74-13320



防災公開セミナーに

ご参加ください

11月5日は、津波防災の日です。町はこの機会に防災公開セミナーを開催します。このセミナーは、弘前大学と町との共催により「弘前大学エコサテライトキャンパス公開講座」の一環として行われます。

深浦町における地震と津波の歴史、特に37年前に発生した日本海中部地震の振り返りや、地震・津波発生のメカニズム、避難に役立つ知識など、これまでの教授の研究成果を町民の皆さんに分かりやすくお話しする予定です。貴重な機会となりますので是非ご参加ください。

なお、申込みは特に必要なく受講料は無料です。当日、13時30分から会場へ入場可能です。（開場前は、防災訓練会場として使用しています。）

◆日時

11月5日（木）
13時40分～15時

◆会場

深浦町民体育館

◆講師

弘前大学教授 片岡俊一氏

□問合せ先

総務課 消防防災係
Tel 74-2112

**円覚寺古典籍保存調査
プロジェクト成果報告会
（東京・弘前からの
オンライン講座）**

円覚寺が所蔵する古典籍について、これまでの調査でわかったことを前弘前大学渡辺麻里子教授などから報告していただきます。また、特別講演として、東京大学名誉教授末木文美士先生から真言宗を中心とした明治の仏教についてご講演いただきます。

今回は新たな試みとして東京・弘前からの講演を深浦会場でご覧いただけます。ご興味がある方はぜひこの機会にご参加ください。

◆日時

11月1日（日）
13時～15時30分

◆会場

役場1階 町民文化ホール

◆参加費

無料

◆募集人員

30名

◆参加申込

10月28日（水）までに、お申込みください。

□申込・問合せ先

教育課 社会教育係
Tel 74-4419
FAX 74-3050

11月は

「過労死等防止啓発月間」

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすため、以下の取り組みを行っています。

「過労死等防止対策推進シンポジウム※」の開催、過労死等防止啓発ポスターの掲示、過労死等防止啓発リーフレットの配布などによる周知・啓発の実施
※シンポジウムは青森においても開催され、無料でどなたでも参加できます。

◆参加申込はこちら

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の是正などに向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」などを行う、過重労働解消キャンペーンの実施

◆フリーダイヤル

Tel 0120-794-713

◆実施日時

11月1日（日）9時～17時

□問合せ先

五所川原労働基準監督署労働時間相談・支援班

Tel 0173-35-2309

受付時間

8時30分～17時15分

（土日祝を除く）

「上手な医療のかかり方
リーフレット」で上手に
医療にかかりましょう

11月は、「みんなで医療を考え
る」月間です。安心して医療を受
けられるよう、上手な医療のかか
り方のポイントを紹介したリー
フレットを、県内全戸にお届けし
ています。

普段、医療機関にかかっている
方はもちろん、かかっていない方
も、いざというときに備えて確認
し、保管しておきましょう。

□問合せ先

青森県健康福祉部医療薬務課
TEL 01773419287



許しません！

不正軽油

不正軽油の製造、販売及び使用
等は脱税行為であり、罰則とし
て、10年以下の懲役や3億円以下
の罰金に処せられます。

また、不正軽油は適正な納税秩
序を阻害するだけではなく、環境
破壊の原因にもなる悪質な行為
です。

次のような不正軽油に関する
情報がありましたら、西北地域県
民局県税部までご連絡ください。

- 不審な施設にタンクローリー
が頻繁に出入りしている。
- 軽油と他の油種（灯油、重油を
混ぜて使用・販売している。
- 著しく廉価な軽油を売り込み
にきた。
- 自動車の燃料に灯油や重油を
使用している。

□問合せ先

西北地域県民局県税課課税課
TEL 017313412111
(内線207)

「歴史民俗資料館・美術館」
「太宰の宿ふかうら文学
館」休館日のお知らせ

深浦町歴史民俗資料館・美術館
及び太宰の宿ふかうら文学館は、
11月から翌年3月まで月曜日が
休館日となりますのでお知らせ
します。

◆休館日

11月1日（日）から令和3年3
月31日（水）までの毎週月曜日。
月曜日が国民の祝日に当たると
は、翌日火曜日が休館となりま
す。

◆年末年始の休館日

12月28日（月）から令和3年1
月4日（月）まで
休館日は、ふかうら文学館「図
書室」のご利用はできません。

□問合せ先

歴史民俗資料館・美術館
TEL 7413882
太宰の宿 ふかうら文学館
TEL 8411070

ひろみちお兄さんの
「親子体操普及員養成
講座」

親子体操の普及と子育て世代
や子供の健康づくりを目的とし
た養成講座を開催します。親子体
操普及に意欲のある方はぜひご
参加ください。

◆日時

11月14日（土） 9時～
11月15日（日） 15時15分

◆場所

青森中央学院大学

◆定員

30人

◆受講料

5,000円

◆申込方法

10月30日（金）までに、氏名、
年齢、勤務先名、住所、電話番号
をFAXかEメール、青森県医師
会健やか力推進センターへ申し
込みください。詳しくは、HPを
ご覧ください。

□問合せ先

青森県医師会
健やか力推進センター
TEL 017776315590
FAX 017776315591
sukoyaka@circus.ocn.ne.jp

深浦町防災訓練に是非ご協力を！

新型コロナ感染症警戒のため延期となっていた防災訓練を次のとおり実施しますので、町民の参加をお願いします。

なお、今年度は感染症予防の観点から次のことについてご協力をお願いします。

○発熱など風邪に似たような症状がある場合は、参加を自粛する。

○参加する場合は、努めてマスクの装着をする。

○各地区毎の訓練などを行う場合は、努めて密にならないように工夫する。

■実施日時 11月5日（木） 12時00分～

※正午のチャイム終了後

■場 所 深浦町全域（お近くの避難場所へ避難してください。）

■訓練内容 「地震・津波からの避難訓練」

	情報伝達内容	行 動	予定時間
①	・緊急地震速報 （防災無線により「サイレン」と「大地震です。」の放送）		12:00
②	・大地震発生（各自、身を守る行動）	 	12:00
③	・大津波警報発令 （防災無線による「サイレン」及び「大津波警報発令」の放送） ・緊急速報メールによる情報提供		12:03
④	・訓練終了の合図（防災無線による）により防災訓練を終了		12:20

■津波浸水域及びお近くの避難場所は、HPをご確認ください。

https://www.town.fukaura.lg.jp/fixed_docs/2019071600062/

■訓練の際はケガや事故のないよう十分気を付けて行動するようお願いします。

□問合せ先

総務課 消防防災係 TEL 74-2111 内線222・223

令和2年度深浦町新型コロナウイルス対応緊急雇用支援助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により離職し、就職活動している方を新たに雇用した事業者に対し、雇用を維持するための経費の一部を助成します。

■対象事業者 次のすべてに該当する事業者が対象になります。

- ①深浦町に事業所を有すること。
- ②求職者の雇い入れを令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に開始し、雇用することが確実であると認められること。
- ③被雇用者を雇用保険に加入させること。
- ④町税等の滞納がないこと。
- ⑤深浦町暴力団排除措置要綱第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等でない者。

■助成金の金額

- ①助成金の交付月額、雇い入れた求職者1人につき月額人件費に2分の1を乗じた額（千円未満切り捨て）とし、上限を85,000円とする。
- ②助成金の交付対象期間は、雇い入れを開始した月から令和4年3月までとする。

【計算例】令和3年1月から雇い入れた場合

月額人件費160,000円×1/2＝80,000円（交付月額）

交付月額80,000円×15か月＝1,200,000円（1人あたりの助成金）

- ③助成金の交付対象期間内に雇用の実績が消滅した場合は、消滅した月から令和4年3月分までの助成金について、返還が必要となります。

■申請書類

- ①深浦町新型コロナウイルス対応緊急雇用支援助成金交付申請書（様式第1号）
 - ②添付書類
 - ・雇い入れた求職者が、新型コロナウイルスの影響により雇用が失われたことを証明する書類
 - ・雇用契約書等の写し
 - ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
 - ・雇い入れた求職者の月額人件費がわかる書類
 - ・その他町長が必要と認める書類
- 申請書類を持参のうえ、提出してください。

□問合せ・申請先

総合戦略課 TEL 74-2122

申請期間を1か月延長しました！！

申請期限
10/31(土)

【青森県新しい生活様式対応推進**応援金**】

➤ 応援金の額 **10万円**

➤ 対象者 県内に事業所を有する大企業以外の法人
個人事業主

※幅広い業種が対象です

＜対象者の例＞

- 法人 株式会社、有限会社、合同会社、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、企業組合、事業協同組合など
- 個人事業主 商店、飲食店、旅館、美容院、医院等の経営者、農家、漁師、個人タクシー、露天商、保険外交員、訪問販売員、フリーランスなど

- ※ 県内に複数の事業所がある場合でも、1事業者あたり10万円となります。本社が県外にあっても、県内に事業所がある場合は対象となります。
- ※ 国の持続化給付金や県の休業要請に伴う協力金等の給付を受けた事業者も対象となります。大企業など応援金の支給対象外となる事業者があります。業種によって事業収入の算定方法が異なる場合があります。詳しくは、給付事業実施要領P1～7をご確認ください。



支給要件

① 令和2年4月30日以前に開業し、営業により得た事業収入^{※1}に伴う税の申告をしており^{※2}、今後も事業を継続する意思があること。

- 〔 ※1 事業収入は、商品・製品の販売やサービスの提供などの「営業活動」によって得た収入（原価を含む）とします。★個人事業主の場合、事業収入を主な収入としていることが必要です。 〕
- 〔 ※2 開業間もない方はこの限りではありません。 〕

② 令和2年1月以降、申請日の属する月の前月までの期間で、新型コロナウイルス感染症の影響により、月間事業収入が前年同月比で20%以上減少した月（対象月^{※3}）があること。

- 〔 ※3 開業間もないため対象月に対応する前年の月がない事業者や農林水産業を営む事業者の計算方法については、給付事業実施要領P5～6をご確認ください。 〕

③ 「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針」や業種毎のガイドライン^{※4}等を踏まえ、適切な感染防止対策に取り組んでいること。

- 〔 ※4 業種毎に感染拡大予防を行うために策定されたガイドライン(参考 <https://corona.go.jp/>) 〕

④ ③の取組を従業員や顧客に対して周知していること。



受付期間

令和2年7月27日(月)～10月31日(土) (当日消印有効)

応援金についての問合せ先

青森県新しい生活様式対応推進応援金 電話相談窓口

【電話：0120-945-769 (通話料無料)】 平日 9:00～17:00

申請書の入手方法

- ① 県庁のホームページからダウンロードしてください。
(インターネットで「青森県 応援金」を検索)
 - ② ホームページから印刷することができない場合は、県庁正面玄関受付、県の合同庁舎、各商工会議所*及び各商工会*にも配置していますので、ご利用ください。*平日のみ
- 〔 応援金は、休業要請に伴う協力金の申請とは異なり、商工会議所及び商工会が申請書の提出先ではありませんので、ご注意願います。 〕

提出書類 ※詳しくは、給付事業実施要領をご確認ください。

- (1) 青森県新しい生活様式対応推進応援金申請書
 - (2) 営業収入に伴う税の申告をしていることが確認できる書類(注1)
＜ 法 人 ＞対象月の属する事業年度の直前の事業年度の法人税の確定申告書別表一の控え(税務署の収受日付印があるもの)の【写】など
＜ 個人事業主 ＞2019年分の所得税の確定申告書第一表の控え(税務署の収受日付印があるもの)の【写】など
 - (3) 事業収入が確認できる書類(注1)(注2)
＜ 法 人 ＞①2020年分の対象月の事業収入(売上台帳の【写】など)
②前年同月の事業収入(対象月の属する事業年度の直前の事業年度の法人事業概況説明書(両面)の控えの【写】など)
＜ 個人事業主 ＞①2020年分の対象月の事業収入(売上台帳の【写】など)
②前年同月の事業収入(2019年分の所得税青色申告決算書(P1～2)の【写】など)
 - (4) 適切な感染防止対策に取り組んでいることが確認できる書類
・感染防止対策チェックリスト(申請書内)
・実施状況の写真<基本的な取組及び独自の取組 それぞれ1点>
 - (5) 感染防止対策の取組を周知していることが確認できる書類
取組を記載し、事業所内(事務所・店舗等)に掲示した「あおもりオーバーション*」や「あおもり観光新型コロナウイルス対策推進宣言施設」のポスターなどと、従事者(代表者でも可)1名以上を撮影した写真<1点>
※県が新型コロナウイルス感染症の克服に向けた気運醸成を図るため取り組んでいるプロジェクト
 - (6) 誓約書
 - (7) 振込口座が確認できる書類(通帳の漢字・カナ名義・振込先口座記載部分の【写】)
 - (8) 本人確認書類<個人事業主のみ>(住所・氏名・顔写真が確認できる書類の【写】)
(例)運転免許証(両面)、運転経歴証明書、個人番号カードなど
- (注1)国の持続化給付金の給付決定通知の【写】で代用可
(注2)セーフティネット保証4号等の認定証の【写】で代用可

申請方法

※記載内容や添付書類に不備があった場合は受付できない場合があります。
また、印刷代、写真代、郵送代等の申請に要する費用は、申請者の負担となります。

○上記の提出書類を、下記申請先に郵送にて提出してください。

申請先

〒030-8570 青森県庁 新しい生活様式対応推進応援金支給事務局
(〒030-8570「青森県庁 応援金事務局」でも可)

「深浦町小規模事業者生産性向上事業費補助金交付事業」募集のお知らせ

全国的に人口減少が進む中であって、深浦町の今後の経済振興には事業の付加価値や生産性を高める取組みが重要となっていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で新たな事業にチャレンジすることが困難な状況となっています。

そこで、既存事業を基軸に新業種にチャレンジし、事業の付加価値や生産性を高めることで経営力を強化する小規模事業者を支援するため、予算の範囲内において「小規模事業者生産性向上事業費補助金交付事業」を次のとおり募集します。

■補助対象者

町内に事業所を有する、中小企業基本法に定める下表の小規模事業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

※商業とは、卸売業・小売業を指します。

■補助要件

次のいずれにも該当すること。

- ・既存事業の付加価値を高めるため、新業種に挑戦する事業であること。
- ・上記の取組みの効果検証のため、事業実施期間中にモニタリング調査を行うこと。
- ・補助事業にかかる経営計画（次年度からの3か年度計画）を作成すること。
- ・町税や使用料等に滞納がないこと。

■補助対象経費

①新業態進出のために要する経費

（例）施設整備費（店舗増改築、電気・ガス・水道設置等）、備品購入費、デザイン開発費、広告PRのための販促物製作費、専門家謝礼金、HP製作費、Wi-Fi環境整備費等

②モニタリング調査費

（例）モニタリングに要する原材料購入費、試作品等モニターへの送料、印刷費等

■補助金額

定額（上限200万円）

■募集期間

10月15日（木）～11月6日（金）

■事業実施期間

採択の日から令和3年2月15日まで

※計画事業と支払いをすべて完了のうえ、令和3年2月15日までに実績報告書を提出することが必要です。

■審査

本事業は、青森県新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助金を活用して実施しますので、当該補助要綱に基づき適否を審査のうえ決定します。

□問合せ先

観光課 商工振興係 TEL 74-4412

令和2年度女性検診・骨密度検診のご案内

女性検診（子宮がん・乳がん）と骨密度検診を下記のとおり3会場で実施します。

20歳から84歳までの下記検診対象者に「受診票」と「検診の案内」が送付されますので、対象者の方は必ず受診しましょう！

■検診対象者（令和3年3月31日現在で下記の年齢の方）

検診項目	対象者	検診内容	自己負担
子宮がん検診 ※1	20歳以上で偶数歳の女性	頸部細胞診（医師の指示により体部細胞診）	無料
乳がん検診 ※2	40歳～58歳までの偶数歳の女性	マンモグラフィ2方向	
	60歳以上で偶数歳の女性	マンモグラフィ1方向	
骨密度検診 ※3	40歳、45歳、50歳、55歳、 60歳、65歳、70歳の女性	二重X線吸収法 （DXA法）	

■次の方も子宮がん・乳がん検診を受診できますので、希望される方は健康推進課へお申し込みください。

- ・今年度奇数歳で、昨年度に町が実施した子宮がん・乳がん検診を受診していない方
- ・今年度85歳以上で偶数歳の方

■今年度、既に個別検診を受診されている方は、対象外となります。

（子宮がんのみ受診済み→乳がん受診可、乳がんのみ受診済み→子宮がん受診可）

※1 妊娠中の方、産後1年を経過していない方は受診できません。

※2 妊娠中の方、断乳後1年を経過していない方、ペースメーカー等を装着されている方は受診できません。

※3 昨年度より40歳～70歳で5歳刻み年齢の方が対象となっております。

■日 程

期 日	場 所	受付時間	女性検診 実施日	骨密度検診 実施日	送迎バス
11月4日（水）	【岩崎会場】 ふれあいと創造の館	12:00～ 13:30	○	○	○
11月12日（木）	【深浦会場】フィット ネスプラザ「ゆとり」	12:00～ 13:30	○	○	○
11月13日（金）			○	×	×
11月26日（木）	【大戸瀬会場】深浦町 農村環境改善センター	12:00～ 13:30	○	×	×
11月27日（金）			○	○	○

- ・送迎バスの運行表は、受診票に同封している「検診の案内」でご確認ください。
- ・対象地区の区分はありません。いずれの会場でも検診が受けられます。
- ・骨密度検診の実施日は、11月4日（水）と12日（木）と27日（金）の3日間です。

■新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。

会場内ではマスクを着用してください。発熱、咳などのかぜ症状や体調不良がある方は受診を取りやめてください。詳細は、受診票に同封している「検診の案内」をご覧ください。

□問合せ先 健康推進課 TEL 82-0288

令和2年度 肺がん・大腸がん検診のご案内

肺がん・大腸がん検診を下記のとおり3会場で実施します。

40歳から84歳までの下記検診対象者に「受診票」と「検診のご案内」が送付されますので、がんの早期発見・早期治療のために受診しましょう！

■ 検診対象者

今年度中に40歳以上になる町民

- ・65歳以上の方は、年1回、結核検診を受けることとされています。肺がん検診は結核検診を兼ねていますので受診してください。
- ・今年度中に85歳以上になる方で受診を希望される場合は、健康推進課へお申し込みください。

■ 検診料金

無 料

■ 日 程

新型コロナウイルス感染症対策により、受診者の集中を避けるため、実施日と受付時間に対象地区を指定しています（送迎バス利用者は除く。）。

- ・指定している日時に受診できない方は、各実施日の受付時間10時30分～11時にお越しください。
- ・送迎バスの運行表は、受診票に同封している「検診のご案内」でご確認ください。

【岩崎会場】ふれあいと創造の館

月	日	曜	受付時間	対象地区	備考
11	8	日	8:30～9:20	沢辺、岩崎下、岩崎中、岩崎上	送迎バス 運行日
			9:30～10:20	正久、森山、松神、黒崎、大間越	
			10:30～11:00	対象地区の指定なし	

【大戸瀬会場】深浦町農村環境改善センター

月	日	曜	受付時間	対象地区	備考
11	9	月	8:30～9:20	晴山、北金1区	
			9:30～10:20	田野沢、北金2区	
			10:30～11:00	対象地区の指定なし	
11	10	火	8:30～9:20	北金3区、柳田	送迎バス 運行日
			9:30～10:20	関、岩坂	
			10:30～11:00	対象地区の指定なし	

【深浦会場】役場町民文化ホール ※今年度の会場は役場です。

月	日	曜	受付時間	対象地区	備考
12	7	月	8:30～9:20	舩作、横磯、4区、5区	
			9:30～10:20	3区、6区	
			10:30～11:00	対象地区の指定なし	
12	8	火	8:30～9:20	7区、崎の町、川原町 長慶平、東野	
			9:30～10:20	12区、広戸	
			10:30～11:00	対象地区の指定なし	
12	9	水	8:30～9:20	相野山、松原、風合瀬	送迎バス 運行日
			9:30～10:20	塩見崎、轟木	
			10:30～11:00	対象地区の指定なし	

■新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。

会場内では、マスクを着用してください。発熱、咳などのかぜ症状や体調不良がある方は、受診を取りやめてください。詳細は、受診票に同封している「検診の案内」をご覧ください。
※胃がん検診は、国のがん検診に関する指針（受診間隔2年に1回）に合わせて、今年度は実施しません。

□問合せ先 健康推進課 TEL 82-0288

深浦診療所インフルエンザワクチン予防接種のお知らせ

10月1日から65歳以上等の方にインフルエンザワクチンの予防接種を開始しておりますが、10月26日から65歳未満の方も接種できますので、診療時間内に受診をお願いします。

なお、65歳以上の高齢者の一部公費助成は、10月1日から12月末までとなりますので、予防接種を希望する方は以下の実施内容をご確認のうえ、接種してください。

■接種費用

接種区分	自己負担額	期日
生活保護世帯（65歳以上の方）	無料	下記日程で行います
13歳未満の方	1・2回目共に 2,000円	10月26日から受付
13歳以上20歳未満の方 ※保護者の同意書が必要。但し既婚者は除く	2,500円	〃
65歳以上の方。または60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器に重い病気のある方	1,000円	下記日程で行います
上記以外の方	3,500円	10月26日から受付

【65歳未満の方】予約不要。10月26日から受付しますので診療時間内に受診をお願いします。

【65歳以上の生活保護世帯の方、65歳以上の方、60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い病気のある方】

■接種日 月曜日・金曜日（祝日は除く） 13時～14時受付 ※事前の予約が必要です。

■予約方法 受付窓口または電話予約

□問合せ先 深浦診療所 TEL 82-0337

令和2年 秋の火災予防運動

令和2年10月19日（月）～10月25日（日）

【統一標語】

『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』

県下一斉に「令和2年青森県秋の火災予防運動」が実施されます。これからの季節は、日増しに寒くなり、暖房器具を取り扱う機会も増えます。火に対する油断をなくし、尊い生命と貴重な財産を火災から守りましょう。

○消防車両等による秋の火災予防パレードを実施します。
日 時・・・10月18日（日） 9時出発



住宅防火

いのちを守る 7つのポイント

対策4
お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

対策2
寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。

対策1
逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

対策3
火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

習慣2
ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

習慣1
寝たばこは、絶対やめる。

習慣3
ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

～次のことにも注意しましょう～

- ☆ ライターは子供の手の届かない所に保管。
- ☆ 給油は必ず火を消してから行う。
- ☆ ストーブの上で洗濯物を乾かさない。
- ☆ 電気ストーブ等の周囲は整理整頓する。

山岳遭難に注意

毎年、山菜採りや、キノコ採り、登山などで遭難・行方不明者が発生しております。行楽シーズンが始まりましたが、遭難しない為にも山に入る前に準備を整えましょう。

★★★★次のことに十分注意しましょう★★★★

- 1 行き先は家族にも知らせ、急な行き先の変更はやめましょう。
- 2 健康状態と気象条件をチェックし、少しでも不安があれば勇気をもって中止しましょう。
- 3 単独登山は避け、経験者と同行しましょう。
- 4 ライター・カップ・懐中電灯・非常食・携帯電話・笛・コンパス・身分証明書を持ちましょう。

《お問合せは深浦消防署または、岩崎分署 予防係まで》
《 Tel 深浦消防署:74-2994 岩崎分署:77-2119 》

高齢者世帯等の住宅防火訪問を実施します！

深浦町消防団では、一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等を対象に、女性消防団員による訪問を通して消防団に対する理解を深めてもらうとともに、万が一の災害から高齢者等を保護し、火災等の発生を未然に防止することを目的に、住宅防火訪問を実施します。

防火訪問の実施に際して個別の連絡はせずに行いますので、ご協力をお願いします。

■対象世帯

一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等のうち、特に訪問が必要と認める世帯の訪問を予定しています。

■実施期間

10月19日(月)～11月30日(月)

※青森県火災予防運動期間を含む期間に実施します。

■訪問者

女性消防団員

※消防団活動服を着用して訪問します。

■訪問要領

玄関先で火災予防等についてお話をしますが、ご要望があれば屋内に入り火気の取り扱いの様子などを見させていただきます。

□問合せ先

深浦消防署内 消防団事務担当 TEL 74-2994

住宅防火いのちを守る7つのポイント～3つの習慣・4つの対策～

死者の発生した住宅火災の主な原因は、たばこ、ストーブ、こんろです。これらの火災を起こさないために「3つの習慣・4つの対策」を心がけましょう。



津軽森林管理署からのお知らせ

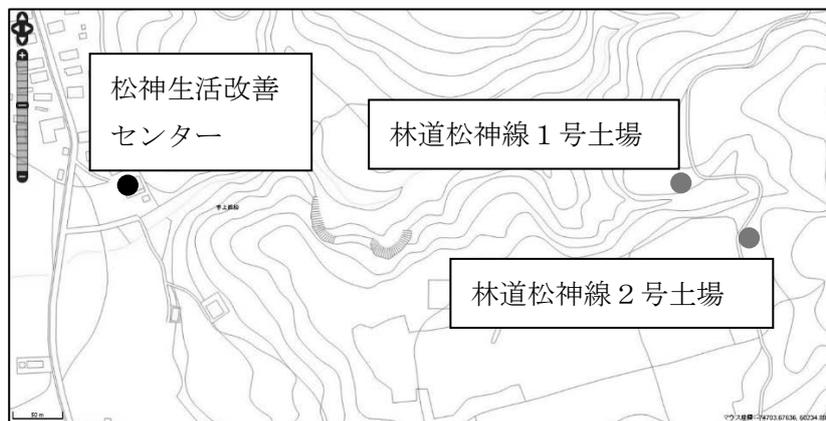
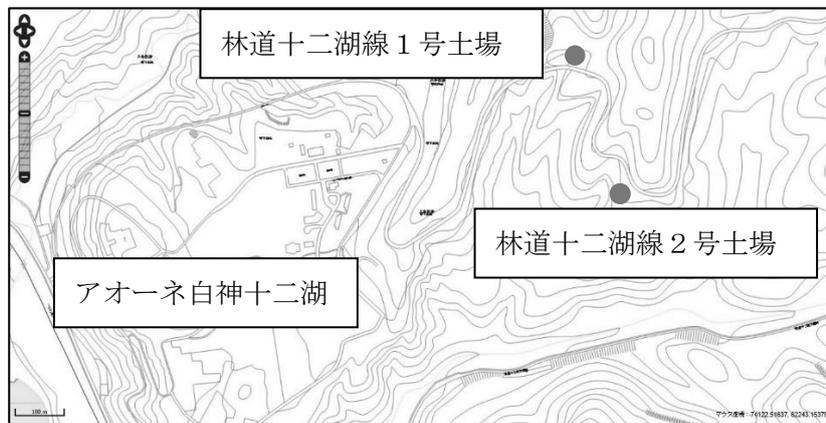
ナラ枯れ被害木（殺虫処理済材）の売払いについて

津軽森林管理署ではナラ枯れ被害木の殺虫処理済材を薪炭材として売払いすることとしました。下記のとおり現地案内を開催しますので、関心のある方はお集まりください。

- 現地案内日 10月26日（月）9時
アオーネ白神十二湖駐車場集合（時間厳守）
- 物件所在地 ①林道「十二湖公園線」沿い
 ②林道「松神線」沿い
- 数 8物件 合計14m³
- 価 1m³当り800円（税抜）
- 運搬について 買受者が自ら行うこと。
 保安林内のため、運搬方法は、トラック・軽トラックでの運搬を基本とし、原則、運搬機（キャリア）の使用はできません。
- そ の 他 1物件に複数の買受者がある場合は抽選になります。
 代金の納入方法や運搬日等詳細は現地案内日に説明します。

□ 申込・問合せ先

農林水産課林業振興係 TEL 74-4411



クマに注意!!

昨年も町内ではツキノワグマの出没が相次ぎ、襲撃による人身被害も発生しました。秋から初冬にかけては冬眠前のクマが広い範囲でエサを求めて活発に行動しますので、行楽や山菜、茸採り、農作業等で野外活動する際は、厳重な注意及び対策をお願いします。

クマに出会わない、
呼び寄せないために

鈴や笛、ラジオなどを身につけ、音を出しながら行動する

クマの足跡や糞などを見つけた場合は、先には進まず引き返す

必ず2人以上で行動し、単独で山には入らない

飲食物やその空容器等を野外に捨てない、置かない

早朝、夕方はクマが活発に行動する時間なので注意する

収穫しない栗や柿、クルミなどの放任果樹は伐採する



クマに出会ってしまったら



後ずさりしながら静かに立ち去る

大声を上げたり、石を投げたりして刺激しない、背中を見せて走って逃げない

子グマを見ても決して近寄らない（近くに親グマがいる可能性あり）

★クマを目撃しましたら深浦町農林水産課までご連絡ください。
深浦町鳥獣被害防止対策協議会
（事務局 深浦町農林水産課 TEL. 74-4411）

ウェスパ
WeSpa 椿山

グランドファイナーレ

25年間『ありがとう』

2020
10/31
sat

31日は展望温泉終日無料!
物産館閉店セール開催中!

時間 **18:00~18:15** 打ち上げ花火と
全スタッフでのご挨拶

場所 **レストランカミリア駐車場**

- ※レストラン駐車場は15時からご利用できません。
展望温泉、物産館、フロント横駐車場をご利用ください。
- ※イベント時間中はフロント前から展望温泉までの
道路は通行できませんのでご注意ください。
- ※新型コロナウイルス感染拡大防止の為、マスクを着用し
他のお客様との距離をあけてご来場ご覧ください。